

(お知らせ)

「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」の結果について

平成 19 年 1 月 31 日 (水)
 環境省水・大気環境局
 土壌環境課農薬環境管理室
 代表 03 (3581) 3351
 直通 03 (5521) 8323
 室長 鈴木 伸男 (6640)
 室長補佐 小出 純 (6641)
 係長 山口 吉久 (6643)
 担当 松倉 裕二 (6642)

環境省では農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立するため、平成 17 年度より「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を行っています。その一環として、平成 17 年度に地方公共団体の御協力を得て実施した街路樹、公園等での防除実態の把握を目的とするアンケート調査の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

その結果、多くの自治体で、適切な病虫害防除及び農薬使用がなされている実態が明らかとなる一方、一部の地方公共団体においては、病虫害の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例、散布対象範囲を最小限の区域に留めていない事例、これまでに知見のない農薬の現地混用を実施した事例が見受けられたところです。

このため、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を本日付けで発出しました。

I. 調査目的

農薬は街路樹や公園緑地の花木類等の管理のために市街地においても使用されています。また、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しています。飛散した農薬を第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が吸入等した場合、健康に悪影響を及ぼすおそれがあることから、農薬の飛散リスクを評価し、管理する必要性が高まっています。このため、環境省では、平成 17 年度より「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を行うこととしました。

平成 17 年度においては、今後の検討に必要な街路樹、公園等での防除実態の把握を目的として関係地方公共団体に対するアンケート調査を実施しました。

Ⅱ．結果の概要等

1．調査方法

調査は人口 10 万人以上の 268 自治体（市及び特別区）に環境省農薬環境管理室から調査票を送付し、計 226 の自治体（部署として 421 部署）から回答を得ました。アンケートの回収率は 84.3%でした。

多くの自治体では、街路樹・公園緑地等の対象ごとに管理部署が異なるため、回答は部署別に寄せられたものが多く、このため、自治体別、部署別の両方で集計しました。

2．結果の概要

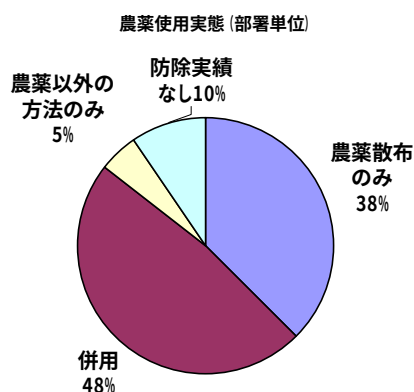
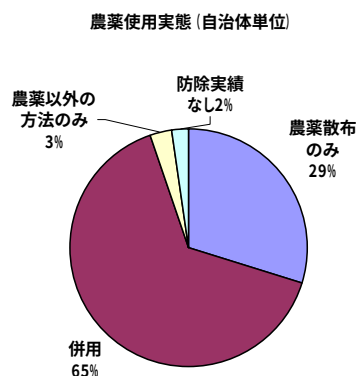
今回のアンケート調査の主な結果は以下のとおりです（より詳細な調査結果は、調査結果本体を御覧下さい）。

（1）病害虫・雑草防除のための農薬散布の有無等について

病害虫・雑草防除のための農薬散布の有無及び農薬散布以外の方法による防除の有無を尋ねたところ、農薬散布を行っているとの回答が自治体別で 95%、部署別で 86%と多くの自治体・部署で農薬散布が行われていました。これに農薬散布以外の方法による防除の有無についての回答を合わせた結果でみれば、農薬散布のみとの回答が自治体別で 29%、部署別で 38%であったのに対し、併用しているとの回答が自治体別で 65%、部署別で 48%と農薬散布のみに頼らない防除を行っている自治体、部署の方が多結果となりました。

なお、農薬散布以外の防除方法の主なものとしては、病害虫被害枝葉の剪定、人力あるいは機械による除草及びマルチによる除草などの回答がみられました。

自治体単位の集計		部署単位の集計	
◎農薬を使用している		◎農薬を使用している	
・農薬散布のみ	66	・農薬散布のみ	158
・農薬散布及び農薬散布以外	148	・農薬散布及び農薬散布以外	202
(小計)	(214)	(小計)	(360)
◎農薬を使用していない		◎農薬を使用していない	
・農薬散布以外	7	・農薬散布以外	21
・防除実績なし	5	・防除実績なし	40
計	226	計	421



以後の質問については、農薬を散布している 214 自治体（360 部署）についてまとめています。

（２）農薬散布の対象について

農薬散布を行っているとの回答があった部署に対し、散布対象について尋ねた結果を①街路樹主体、②公園緑地主体、③街路樹・公園緑地両方、④その他、⑤全てを対象の５グループに分類したところ、それぞれの部署数は、下表のようになりました。

なお、その他としては、具体的には市役所構内/周辺地、小・中学校、文化センター等との回答がみられました。

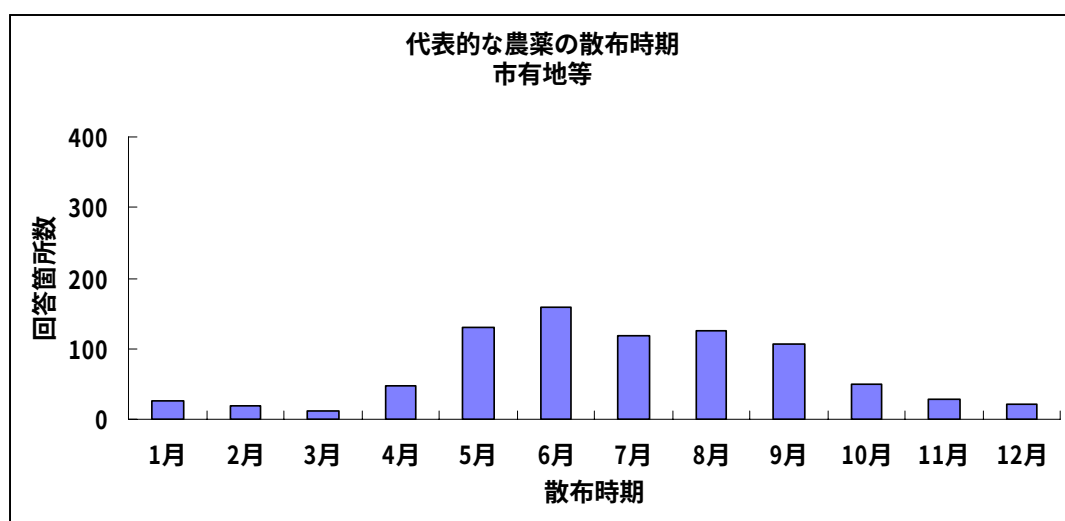
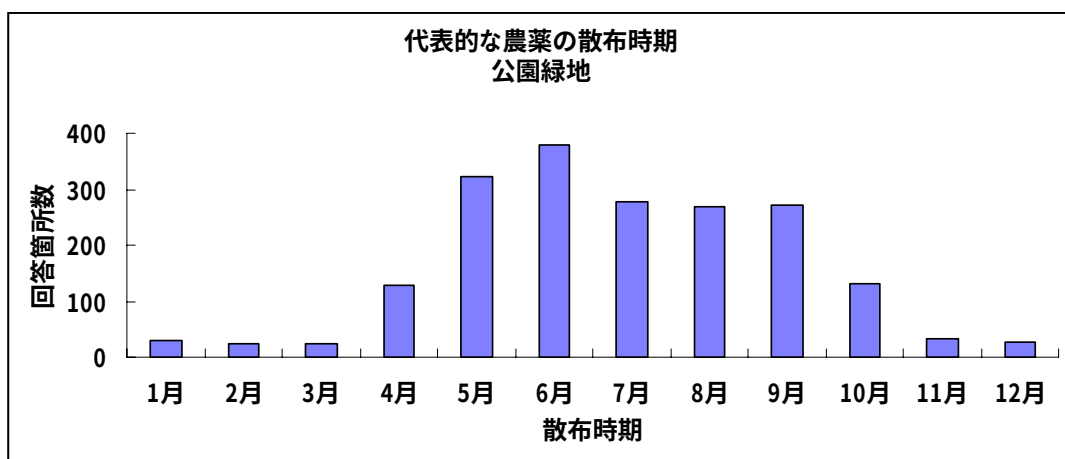
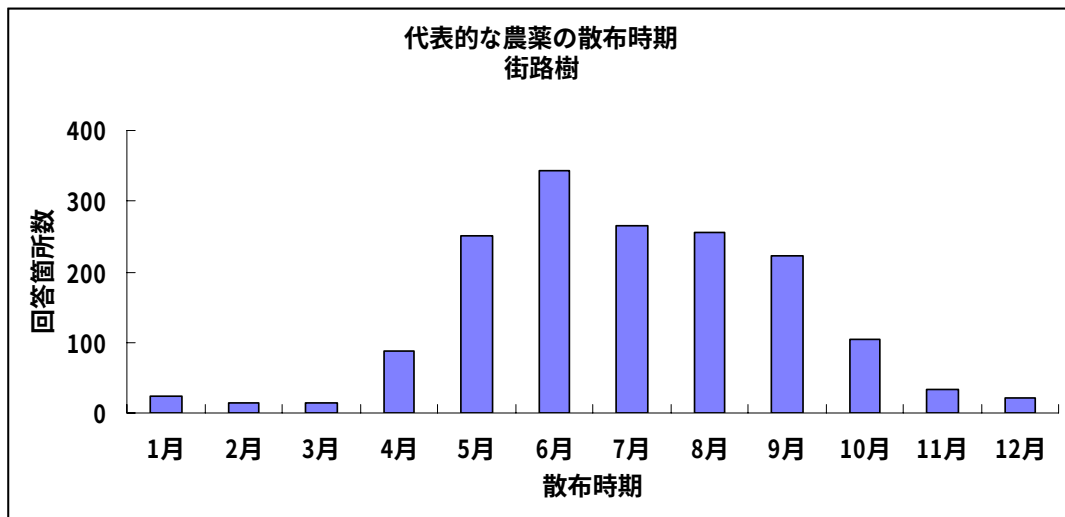
（農薬の散布対象について）

散布対象	部署数
街路樹主体部署	73
公園緑地主体部署	77
街路樹・公園緑地両方	113
その他	51
全てを対象としている	43
無回答	3
計	360

(3) 代表的な農薬の散布時期等について

①散布時期

代表的な農薬の散布時期について尋ねたところ、街路樹（緑地帯を含む）、公園緑地及びその他（市有地等）のいずれの散布対象でも4月頃から農薬散布が徐々にはじまり、6月をピークに10月頃までに終了するという傾向がみられました。



②散布要否の判断

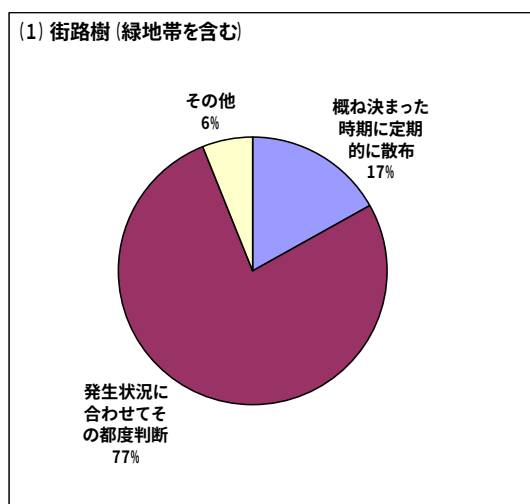
散布対象ごとに散布要否の判断について尋ねたところ、いずれの散布対象においても定期的に散布しているとの回答は 17%～36%と低く、発生状況に合わせてその都度判断しているとの回答が 60%～77%と多い結果でした。なお、その他としては、近隣住民の要望のあった場合に実施などの回答がみられました。

散布要否の判断について

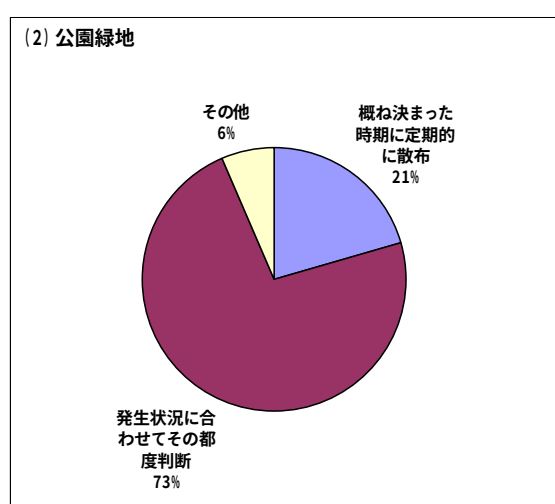
散布対象 要否の判断	(1) 街路樹 (緑地帯を含む)	(2) 公園緑地	(3) その他 (市有地等)
1 概ね決まった時期に定期的に散布	37	46	36
2 発生状況に合わせてその都度判断	167	163	61
3 その他(※)	13	14	4

(※) その他には1, 2の両方から判断している部署を含む。

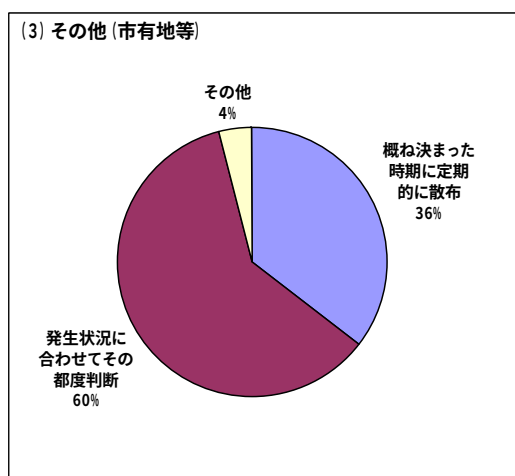
街路樹へ散布する際の要因



公園緑地へ散布する際の要因



その他(市有地等)へ散布する際の要因



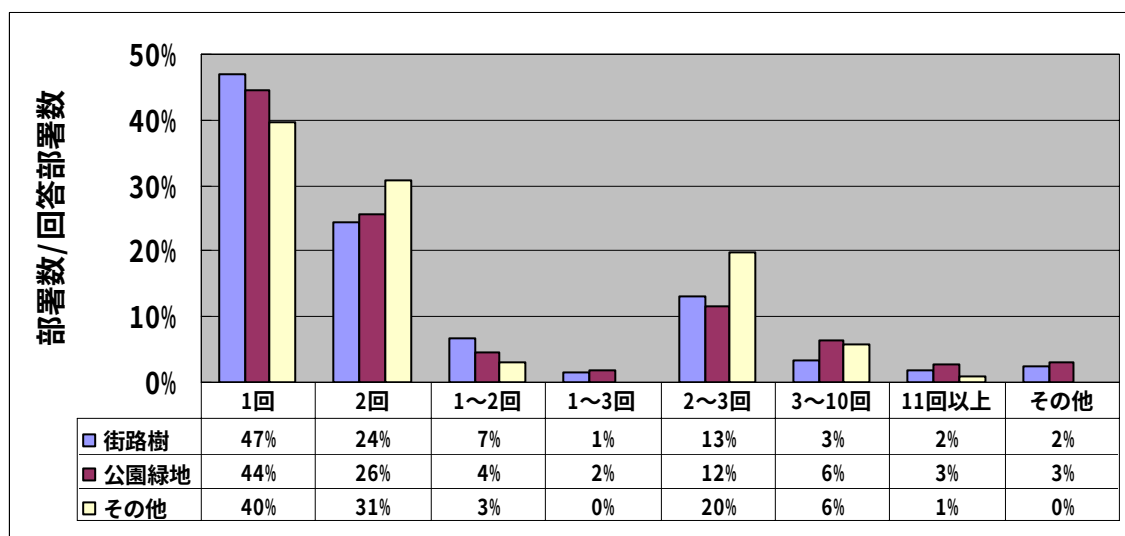
③散布回数

散布対象ごとに年間の散布回数について尋ねたところ、いずれの散布対象においても、1 回との回答が最も多く、調査部署の 40～47%でした。次いで 2 回と回答した部署が 24～31%であり、これらに 1～2 回と回答した部署を加えた農薬の散布回数が 2 回以内の部署は散布対象別に 74%～78%を占め、多くの自治体では概ね 2 回以内の農薬散布が行われているとの結果となりました。

散布回数について

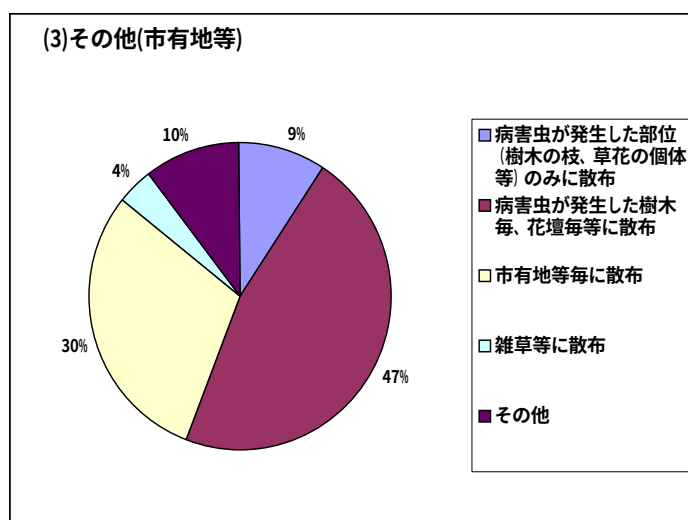
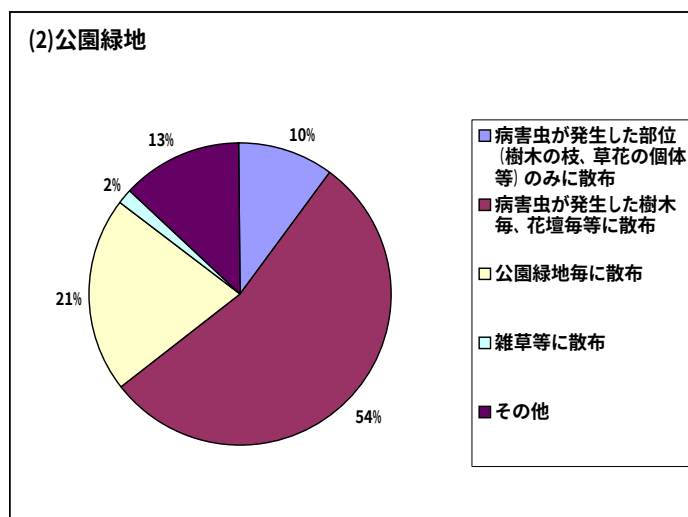
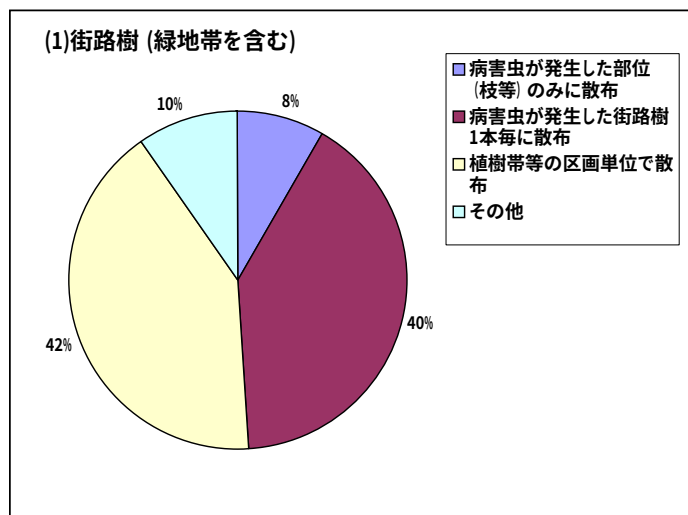
対象 散布回数	(1) 街路樹 (緑地帯を含む)	(2) 公園緑地	(3) その他 (市有地等)
1	100	99	40
2	52	57	31
1～2	14	10	3
1～3	3	4	0
2～3	28	26	20
3～10	7	14	6
11 回以上	4	6	1
その他*	5	7	0

(※) その他は、適宜または不定期に散布するため回数未定の部署がある。



④散布範囲

散布対象ごとに散布範囲を尋ねたところ、いずれの散布対象においても、病害虫の発生部位のみに散布するとの回答は、8～10%と低く、病害虫が発生した樹や花壇ごと等に散布するとの回答が40～54%と多くを占めました。また、植樹帯等のまとまった区画単位で散布しているとの回答も21～42%見受けられました。

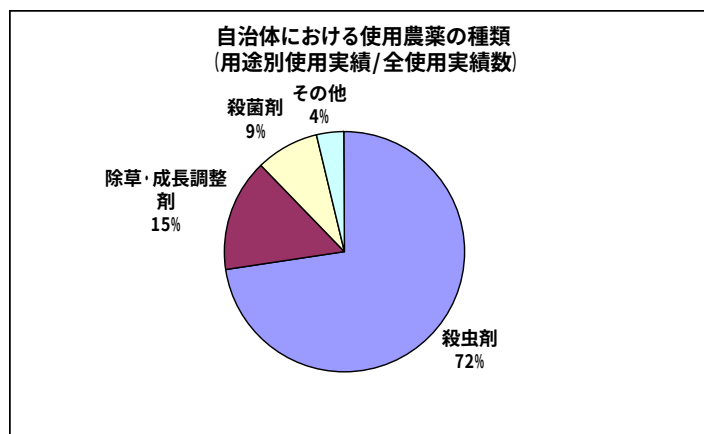


(4) 使用農薬について

使用農薬として多いもの5つまでを記入するよう尋ねたところ、フェニトロチオンとトリクロルホンは、60%以上の自治体から使用していることが明らかになりました。また、使用農薬の種類を用途別に分類したところ、殺虫剤が72%と最も多く、次いで除草剤等（15%）、殺菌剤（9%）の順となりました。

有効成分別の使用頻度

順位	薬剤	自治体数	回答率
1	MEP(フェニトロチオン)【殺虫剤】	136	64%
2	DEP(トリクロルホン)【殺虫剤】	128	60%
3	エトフェンプロックス【殺虫剤】	51	24%
3	イソキサチオン【殺虫剤】	51	24%
5	グリホサート【除草剤】	43	20%



(5) 現地混用について

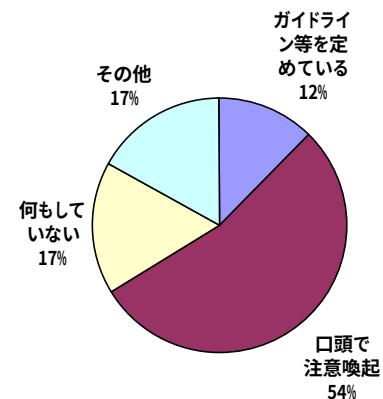
農薬の現場での混用について尋ねたところ、77%の部署が混用はしていないとの回答でした。また、頻繁に混用しているとした部署が10%、たまに混用しているとの部署は11%見られました。混用していると回答した部署に代表例を記載してもらったところ、フェニトロチオンとトリクロルホンを混用している例やトリクロルホンとアセフェートを混用している例などが見受けられました。

部署	該当 部署数	混 用			
		頻繁	たまにある	しない	回答なし
街路樹主体部署	73	2	9	62	0
公園緑地主体部署	77	9	9	59	0
街路樹・公園緑地両方	113	13	8	88	4
その他区域主体部署	51	9	5	33	4
全てを対象とする部署	43	2	7	33	1
合計	357	35	38	275	9
	100%	10%	11%	77%	2%

（６）散布地周辺への安全対策について

散布地周辺への安全対策としてどのようなことを行っているかについて尋ねたところ、12%の部署からは、散布に際して要領やガイドラインを定めているとの回答が、53%の部署からは口頭等で注意喚起しているとの回答がありましたが、特段何もしていないとした部署も18%見受けられました。なお、注意喚起の具体的な方法として事前に回覧等による文書、チラシ、広報車、看板等により散布日程と当日の窓閉め、洗濯物の取り込み、車のカバー等を促すなどがありました。

安全対策	部署数
1 街路樹・花木等への散布に当たって要領・ガイドライン等を定め安全策を講じている。	45
2 要領、ガイドライン等は定めていないが口頭等で注意喚起している。（具体的な注意喚起内容を記載）	196
3 特段何もしていない。	61
4 その他	62



Ⅲ. 今後の対応

1. 今回のアンケート調査により、多くの自治体で、適切な病虫害防除及び農薬使用がなされている実態が明らかとなる一方、一部の地方公共団体においては、病虫害の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例、散布対象範囲を最小限の区域に留めていない事例、これまでに知見のない農薬の現地混用を実施した事例が見受けられたところです。このため、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を本日付けで発出しました。（別紙）。
2. 環境省では、平成 18 年度からモデル的に公園等での農薬の飛散に関するモニタリング調査を実施しています。
3. 今後は、農薬のばく露実態を把握した上で適切なリスク評価・管理手法の開発を行うこととしています。